

農林水第30-158号
令和7年7月18日

バイオマスパワーテクノロジーズ株式会社
代表取締役 北角 強 様

三重県農林水産部長



林業事業体改善計画認定書の送付について

令和7年6月10日付けで申請のあった林業事業体改善計画について、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項の規定により認定しましたので認定書を送付します。

なお、同法の目的をご理解のうえ、下記の留意事項を遵守し、改善計画の実行に取り組まれますようお願いいたします。

記

1. 留意事項

- (1) 林業現場従事者の安定雇用の継続に努めること。
- (2) 経験の浅い林業従事者の講習受講、研修受講等を徹底すること。
- (3) 毎事業年度の実施状況について、事業年度の終了後3カ月を超えない日までに改善措置実施状況報告書（様式13）を作成し、公益社団法人みえ林業総合支援機構に報告すること。
- (4) 計画の実施期間が終了したときは、遅滞なく、雇用管理及び事業に関する状況について、改善措置実施結果報告書（様式14）を作成し、公益社団法人みえ林業総合支援機構に報告すること。
- (5) 計画の実施期間
令和7年8月1日から令和12年3月31日

事務担当

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県 農林水産部 森林・林業経営課
スマート林業推進班 小宮
TEL : 059-224-2991 FAX : 059-224-2070
Mail : komiyy02@pref.mie.lg.jp

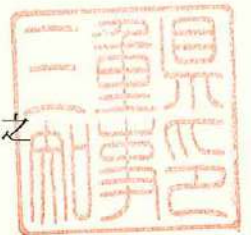
令和7年7月18日

林業事業体改善計画認定書

バイオマスパワーテクノロジーズ株式会社

代表取締役 北角 強 様

三重県知事 一見 勝之



令和7年6月10日付けで申請のあった林業事業体改善計画について、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項の規定により認定します。

記

1. 認定番号 松阪-22